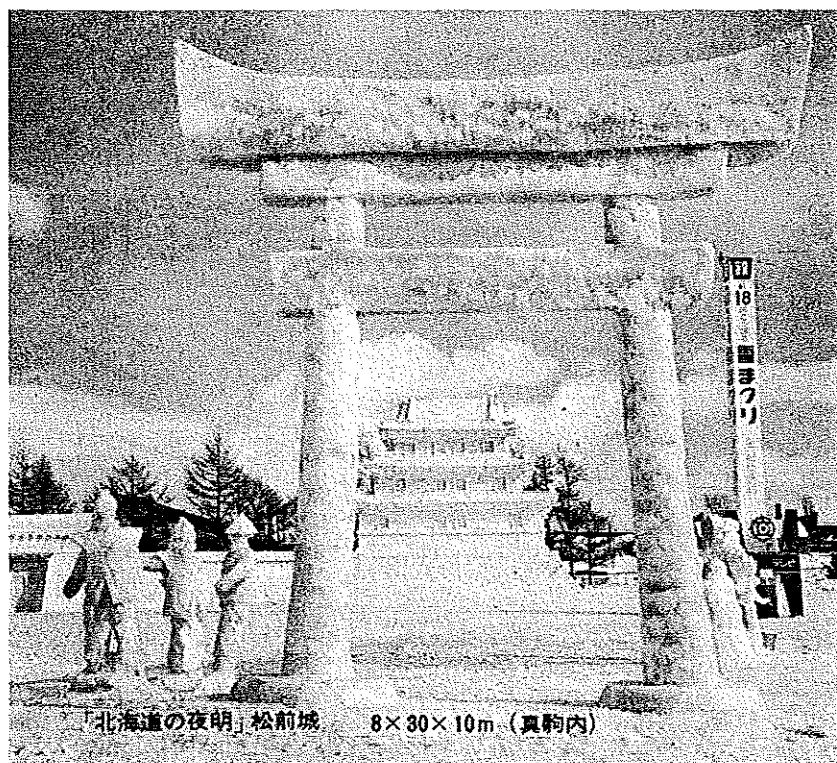




「北海道の夜明」松前城 8×30×10m (真駒内)

2月2日から5日まで札幌市に開催された
第18回 雪まつりの1風景

北海道行政書士会報

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
T ②3881・②0545
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話②7151〜3番

事務局日誌	10
支部だより	10
戸籍法について 旭川市民課 沢田 孝	7
誌上講座	7
行政書士の登録	8
会員移動	6
会務報告	4
特 報	2

第三十二号
会 報 も く じ

一、報酬額改訂要望の基礎理念
二、第一回行政書士会業務に関する連絡協議会議事

◎特 報……

報酬額改訂委員会は、昨年度より再三に亘り、慎重審議し、その結果報酬額を改訂しなければならぬ基礎理念の成案をこの程まとめ、二月六日報酬額改訂要望書を道知事に提出した。

○報酬額改訂要望の基礎理念の全文

○北海道行政書士会の現況

昭和三十七年三月(北海道規則第十六号)現行報酬額に改正された当時は会員数三七〇名で会員の殆んどが兼職者(司法書士、土地家屋調査士、建築士税理士等)や公務員の停年退職者が多く、専業行政書士は一〇%にも満たぬ状況であったが、爾来益々複雑多岐に亘る社会制度から生ずる業務の増大と相俟って試験制度の認識も深まり、青年層の試験合格者が多く、行政書士業務の専門職者(専門五五%)の増加を見ていることは世情も去ること乍ら本道行政書士会の発展を示すものである。

道内十三支部においては地域性に合った行政分野の必要科目について講習会、研修会を開催し社会的に用役を果しつつある現況でありその会員数も現在六五〇名を数えるに至っている。

○報酬額改正と算出の理念

一、行政書士は法規を研究し、法的判断の伴う知能的専門職であり、公共的性格の強い業務を扱うものである。従って行政書士は社会的に常に品位を保持し、また業務の改善進歩について、不断の期待をされている条件の下で、ごく普通の生活を営むべきである。

二、行政書士はあくまで個人に与えられた資格であり、その業を公正に営むため、法令に定められ、扶育する必要があるから、これらを総合して平均家族数は本人を含めて五人乃至六人と推定されるのである。

これ等の家族が真面目な態度で一般社会の水準に従って、絶えず変動する経済状況下に行政書士としての体面を保ちつつ継続的生計を維持していくためには、日常の食糧費、住居費としての地代、家賃又は土地建物の減価償却費、及び維持管理費、水道光熱費、被服費、保健衛生費、通信交通費、教育費、修養娯楽費、個人交際費、疾病老令準備預金、災害保険費、公租公課雑費等、社会保障制度を有しない行政書士が高令に達して自ら業務を営むことが出来なかつた場合をも考慮して、最小限の程度の費用が必要とされるかを、継続的な一年間の必要計費を算出してこれを十二月に配分したものが月額標準生計費と考えられたのである。

また一カ月の平均稼働実日数を二十三日と推定し、月額標準生計費を二十三日で除したものを一日当り経費とし、更にこれを一日の平均稼働実時間八時間として、八で除したものを一時間当り、経費として算出したものである。

然しこの算出された一時間当りの行政書士個人の経費に、各作業毎の原価計算により算出された作業に要する実時間数を乗じたものが当該作業に要する行政書士個人の必要経費であると考えられたものである。

二、行政書士事務所の標準経費

行政書士事務所の標準経費については、各種取扱事件毎に営業の規模補助者の数又は営業方針などにより更に事務所の床面積及び消耗材料、調度品、什器備品等が相違するであろうから一律に定めることは困難であるが、行政書士は実地調査を伴う行為な

た事項を敢行する義務があり、経営上において他の業種と異なり企業面に於いては個人経営の小企業と異なる。

職業的には前述の通り社会的に品位の保持を要望されている点を配慮して報酬の算出をすべきで、例えば公務員、或は大企業の雇傭者の如くその身分に応じた月給制に、諸種の手当が加わり夏期、冬期の臨時給与(ボーナス)本道の特殊性たる石炭手当、更にまた長期勤続者一時金、恩給等応分の老後の生活保障制度をもっているものであるが、行政書士には報酬額として受領する以外に一切皆無である点を加味して報酬算出の基礎理念としている。

○行政書士制度と業務報酬額

行政書士法第一条に「行政書士は他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面を含む)を作成することを業とする」とその業務を明示されているのである。昭和二十六年時代の要請により行政書士法が制定公布され住民の利益保護と正當なる行政書士の業務保障を目的とする制度が確立されたのであるが、それに至るまで明治七年より代書又は代筆者として、太政官布告に始まり爾来九〇余年連綿として継承されており、本道においても終戦時までは内務省令に基づき北海道庁令に定められた代書人取締規則によって、所轄警察署長の許可が必要であり、自由業と雖も事務所又は出張所について監督官庁吏員の立入により受託事件簿等の検査を受ける制度であった。終戦後は民主的な機構の改革に伴って代書人として業務を続行し、昭和二十六年法制定までの間に各種の業種が分かれ、司法書士、土地家屋調査士、建築士測量士、税理士等が生じたのである。

更に、官公署公図簿の閲覧、作成書類の申請、受領等があり、近年の社会事情の複雑化に伴ってその実態上必ずしも補助者(助手的に利用出来る者)を必要とするもので本道では未だ補助者を使用していない行政書士も多いようであるが迅速且つ、適正な業務を行なうためここでは補助者一人を使用し、想定できる範囲内においてその平均値を採用したのである。

事務所建物の地代、家賃または土地、建物の減価償却費及び維持管理費、事務用消耗品費、機材消耗費、什器備品費、事務用水道光熱費、通信費、接待交際費、福利厚生費、災害保険料、組合諸費、公租公課(所得税、市町村税を除く)雑費等であろうが事務所経費の中には、受託事件の多少に拘わらず、定期的必要とする、固定経費と依頼事件の多少によって増減する流動経費とがあつて、算定に困難を伴うのであるがこれ等も一般水準的なものの平均値を採用したものである。

継続的に必要とする事務所経費の一カ月の平均値を十二カ月に配分したものが月額標準経費と考えられたのである。

また一カ月の平均稼働実日数を二十三日間一日の平均稼働実時間を八時間として一日及び一時間の事務所経費として算出されたものである。

○補助者の標準経費

補助者の標準経費については、補助者の月額給与の平均値に、夏期年末の特別手当または賞与、社会保険費及び退職手当相当額を加え、一カ月の総額を十二カ月に配分したものが補助者の月額標準経費と考えられたのである。

また一カ月の稼働実日数及び一日の稼働実時間は「事務所の項」に於ける実日数及び実時間数と同様と

行政書士は、たえず法令を研究し法的判断の伴う知能的専門職として、公共的性格の強い業務を取扱うものであり且つ一般住民の厚い信頼を受けなければならぬのである。近年社会事情の複雑化に伴い、いわゆる窓口行政事務の繁雑多岐に亘る傾向にある現在では一般住民において「事に当って知る法令」となりつつあるのは当然であり、官公署に提出する書類においても一部は簡素化されつつも一面益々高度な知識を要するものが増加している現状である。

従って行政書士の業務報酬額は単なる需給関係によって自然的に決定されるものではなく、法律上の制度として定められたものである。然しながら行政書士は、この報酬によって生計を維持し住民の利益保護のための行政について、責任をもって協力しなければならぬ立場にあるのである。

行政書士個人は、行政書士法又はこれに基づく命令に従って、事務所を設置し何時如何なる場合においても国民の依頼に応じ迅速に公正な業務をなし得る状態になければならぬのであるからこれに要する費用は、総て業務報酬額に依存することとなるのは当然の理である。

○業務報酬額の算定要素

業務報酬額の算定については、それを構成する幾つかの原価要素が認められるのであるがこれを大別して、

一、行政書士の標準生計費

行政書士個人の標準生計費については、年令及び家族数が各々相違するし、また個人毎の生活様式もまちまちであるから一律に定めることは困難であるが、本会々員の年令は統計の結果五四才であり、家族数については当該年令層を中心とし、平均年令以下である場合は両親が生計に扶養する必要があるとして一日及び一時間の経費を算出されたものである。

○業務報酬額の構成

行政書士の業務報酬額は法第九条第一項に基づき知事定めるところによるものである。

北海道行政書士会は他府県の単一会とは比較し難い広地域であり且つ会員数においても全国単一会の第一位を占めている現況で道内十三の支部(渡島、松山は支部、他は各支庁管轄地域)を有しており、各支庁に於いて行政書士の指導監督を願うと共に公共料金に準じた行政書士の報酬については各地域差の是正、算定の基礎に基づき各場合合に或いは会報によって会員を指導してきたところである。

現下の経済状況に於いて、依頼者と協議の上決める事項以外は画一的に以上述べた如く幾多の算定要素に基づき別記の如く定められると思考する。

◎特 報……

第一回行政書士業務に関する連絡協議会議事録日時、会場、出席者は会報第三二一号参照開会 午後三時十五分

行政書士会長(渡辺) 開会挨拶

本会は昭和三十五年十月一日行政書士法の改正に伴い強制会として設立し、その後同法一部を改正する法律が昭和三十九年第九十三号をもって公布せられ、書士法第十二条及び第十九条の三カ条の改正ではあります。関係業界の職域分野に著しい変化を来すことになったので各会職域に深いご理解と一層の協力を仰ぎ共に発展向上を期待して止まない。本日は御多忙中の処閣官公署並びに諸団体の御参集を願ひ行政書士会の業務内容の御理解をいただき一層の御指導をお願いする。

議事

1. 第七回定時総会日取の件
二月二十六日(日)午前十一時決定
場所は後日決定

2. 総会議案審議

イ、昭和四十一年度事業経過報告案
ロ、昭和四十一年度収支決算報告案
ハ、昭和四十一年度事業計画案
ニ、昭和四十一年度収支予算案
ホ、会則の一部改正案

3. 長期会費滞納者十一名に対しては一月三十一日限り処分退会とすることに決定
◇行政書士報酬額改訂要望書を二月六日渡辺会長、藤山副会長長通知事に提出

◇部長会議

日時

昭和四十一年二月十一日 午後三時

場所

会務事務所

出席者

渡辺会長、藤山、佐藤副会長
小坂綱紀委員長 野崎 幸

議事

綱紀委員会の会則改正の件を審議

◇支部長会

日時

昭和四十一年二月二十六日 午前十時

場所

札幌市第一ホテル

出席者

渡辺会長、佐藤、藤山、岸川副会長
外九名

支部長 札幌、森口松太郎 小樽、細井伊三郎
空知、今村竜太郎 旭川、荒 慶次郎
留萌、中沢栄造 室蘭、灰原泰広
日高、石本則善 十勝、村瀬 茂
釧路、伏見 勇

議事

1. 総会に附議すべき議案の事前協議事項
2. 報告
(イ) 昭和四十一年度事業経過報告
(ロ) 昭和四十一年度収支決算報告
(ハ) 監査報告
3. 議案
(イ) 昭和四十一年度事業計画案
(ロ) 昭和四十一年度収支予算案
(ハ) 会則の一部改正案

誌上講座

戸籍法について(第九回)

旭川市役所市民課 沢田 孝

失踪

1. 失踪宣告

住所又は居所を去つて帰来することの見込みのない者が、永年間生死不明の状態である場合は、後に残った者が法律上多くの不便を生ずることになる。例えば、後に残された不在者の配偶者は法律上再婚できず、その残した財産は何時までも相続できない。それで失踪宣告の制度を設けてこの場合に処している。この失踪の要件として、次の四つの要件を具備しなければならない。

(1) 不在者の生死が明瞭でないこと。

明瞭でないこととは、生きていないと云う証明もなく、また死亡したと云う証明もつかないことである。従つて死体を見た者はないが、種々の事実から判断して死亡したことは確実であると認められること。例えば風水害のような場合である。(2) 生死不明の事実が一定期間継続すること。

普通失踪の場合は7年間

危難失踪の場合は1年間

会員移動

◇入

会

(42年1月1日より2月28日まで)

支部	会員番号	氏名	事務所	入会月日	備考
札幌	八二八	船越二郎	札幌市北一条西13丁目1	1・9	新入会
根室	八二九	井上半蔵	目梨郡羅臼町栄町119	〃	〃
留萌	八三〇	須郷賢一郎	苫前郡羽幌町港町3丁目26	〃	〃
網走	八三一	佐藤三千三	網走市宇新町7	1・17	〃
釧路	八三二	平田 清	釧路市浦見町1丁目9	2・1	〃
空知	八三三	得能幸雄	雨竜郡秩父別町2の6	2・2	〃
十勝	八三四	森田金太郎	帯広市東2条南8丁目20	2・6	〃
網走	八三五	一宮盛次	紋別市上落滑町7丁目	2・9	〃
函館	八三六	中田栄一	亀田郡亀田町字赤川167	2・14	〃
室蘭	八三七	宮永栄一	幌別郡登別町字鶴別59	2・15	〃
〃	八三八	古沢福太郎	右に同じ	〃	〃
釧路	八三九	大崎敏郎	釧路市浪花町12丁目2	2・20	〃

◇退

会

(42年1月1日より2月28日まで)

支部	会員番号	氏名	事務所	退会月日	備考
日高	七三二	牡司 勝	幌泉郡幌泉町字幌泉302の1	1・10	廃業
函館	三四	高橋敏郎	亀田郡亀田町字本町34	1・19	〃
網走	六三二	鶴見琢磨	網走郡美幌町大通南2丁目3	1・18	死亡
札幌	九	大高源恵	札幌市白石本通46	1・7	〃
〃	四〇四	成田秋穂	札幌市北一条西10丁目1	2・2	廃業
十勝	三〇一	喜多章明	帯広市西8条南16丁目3	2・4	〃
小樽	三八一	土坂芳夫	岩内郡岩内町字清住119	2・9	〃

◇処分退会

支部	氏名	住所	退会月日	事由
札幌	阿部運動	札幌市手稲町字宮ノ沢5の3	42・1・31	上記11名は会則第58条第2項の規定により昭和42年1月31日限り退会
〃	花松 勲	札幌市琴似町宮の森657	〃	〃
〃	佐藤春雄	札幌市北9条西4丁目	〃	〃
〃	四谷 宇吉	札幌市南1条西12丁目183	〃	〃
室蘭	上村 萬	苫小牧市西町15	〃	〃
日高	元茂重忠	新冠郡新冠町字新冠113	〃	〃
網走	森合直武	斜里郡斜里町本町33	〃	〃
宗谷	中村栄蔵	礼文郡礼文町大字船泊村字ラシィンナイ259	〃	〃
十勝	松尾清一	足寄郡足寄町字足寄太基線86	〃	〃
〃	羽根田 守	中川郡本別町大字本別村	〃	〃
空知	稲田豊喜	岩見沢市美園町54の7	〃	〃

危難失踪とは戦地に臨みたる者、沈没したる船舶中に在りたる者、その他死亡の原因たるべき危難に遭遇したる者の生死が、戦争の止みたる後、船舶の沈没したる後又は他の危難の去りたる後、一年間分明ならざるに、利害関係人の請求によって失踪の宣告を受ける場合を云う。

(3)利害関係人の請求

この利害関係人と云うのは、失踪宣告することについて事実上の利害関係があるというのではなく法律上の利害関係を持つてゐる者を云うのであって、推定相続人、配偶者、財産管理人、受遺者、保険金受取人等である。

尚檢察官に失踪宣告の申立権を認めていないのは、近親者でさえ失踪宣告の請求をしない、帰って来ることを願っているのに、檢察官が国家公権力の行使で失踪宣告をしてしまうことは人情的にみて苛酷であるからである。

(4)公示催告

家庭裁判所は、失踪宣告の請求があったときは、その宣告をする前に原則として、六カ月以上公示催告をして、不在者、又は不在者の生死を知っている者に対して、その旨の届出を促して、その届出がなかった場合に初めて失踪宣告をする。

2.失踪宣告の効果

普通失踪の場合、失踪宣告が確定したときは、その効果は、不在者は、失踪期間が満了したときに（七年経過したときに）死亡したものと見做される。

例えば昭和一九年五月一日に行方不明となつたものについて昭和四一年一月一日に失踪宣告の申立をし、裁判所が六カ月間公示催告をして、七月一日に失踪宣告をしたとすると、失踪期間の起算日は昭和一九年五月一日からであり、昭和四一年七月一日に死亡したものと見做される。

昭和一九年三月以来行方不明と云うような場合には昭和二六年三月三十一日に死亡したものと見做されることになっている。危難失踪の場合には、危難の去つたときに死亡したものと見做される。

このように失踪の効力は宣告より前に遡って発生する。失踪宣告の効果は「死亡したものと見做す」のであるからその当然の結果として婚姻の解消及び相続の開始が起る。また、生命保険会社は例え、被保険者が生きてゐることを知つておつても、保険金支払いの義務があり、家庭裁判所に失踪宣告取消の申立をして失踪宣告の取消をしなければ支払いを拒絶することができない。

このように失踪宣告の効果は、死亡と推定するのではなくて死亡と全く同様の効果を与えるのである。

3.失踪宣告の取消

一生失踪宣告があると、反対の事実の証明があつても、当然にその効力を失ふものではなく、失踪者の生存すること、又は、失踪宣告の中で定められた失踪期間満了の日と異つた時に死亡したことの証明がある場合に家庭裁判所は本人又は利害関係人の請求によつて、失踪宣告を取消することができる。そしてその効力は、失踪宣告が遡つてその効力を失ふことになる。失踪宣告によつて発生した身分関係の消滅は復活するから、解消した婚姻は復活し、また、財産関係も失踪宣告前にかえるから、例えば相続によつて得た財産は、失踪宣告を受けた者に返還しなければならぬことになる。又死亡時期によつて、失踪宣告当時の帰属者と異つたものに帰属することもありうる。この効力が遡及すると云うことで、この原則を貫くとすれば、利害関係人に不測の損害を及ぼすことがあるので、民法はこの点について、つぎの二つの例外を設けている。

(4)失踪宣告後その取消前に善意でした行為は、失踪

昭和42年1月1日より2月28日までの

会 員 移 動 調

支 部	年度頭初 会 員 数	入 会		退 会				42年2月 28日現在
		新入	小計	死亡	廃業	処分	小計	
札幌	153	1	1	1	3	4	8	146
函館	42	1	1		1		1	42
小樽	43				1		1	42
空知	67	1	1			1	1	67
旭川	90							90
留萌	12	1	1					13
宗谷	7					1	1	6
網走	65	2	2	1	1	1	3	64
室蘭	36	2	2			1	1	37
日高	17				1	1	2	15
十勝	59	1	1		1	2	3	57
釧路	40	2	2					42
根室	11	1	1					12
	642	12	12	2	8	11	21	633

◇行政書士の登録

登録年月日	登録番号	住 所	氏 名	資 格
昭和41.11.28	石狩31号	札幌市南6条西14丁目	木屋路 次郎松	法2条2の5
" "	32号	同市大通6丁目6番地	渡辺 芳則	法2条の1
" "	33号	同市菊水西町10丁目	和泉 健興	" "
41.11.30	" "	同市菊水西町10丁目	芦田 辰治	法2条2の5
41.12.5	34号	同市北23条西6丁目	米内山 政造	" "
41.12.6	35号	同市栄町55番地	船越 二郎	" "
41.12.9	36号	札幌市手稲町宮の沢42番地の14	松木 初次郎	" "
41.12.22	渡島6号	山越郡八雲町本町152番地	加我 豊彦	" "
41.12.13	" 7号	函館市谷地頭町2の8の202号	西沢 幸五郎	" "
41.12.9	松山2号	久遠郡大成町字都22の2	三浦 忠信	法2条の1
41.12.1	上川19号	旭川市末広町2丁目	奥 典	法2条2の5
昭和41.12.1	上川21号	上川町野字上富良野市街	三浦 秀吉	法2条2の5
41.11.12	網走9号	常呂郡留辺町字栄町31	近藤 和吉	" "
41.12.2	胆振11号	白老郡白老町字白老33番地	山本 武雄	" "
41.11.25	日高3号	沙流郡門別町字厚賀野91番地	西内 久治	" "
41.11.26	" 4号	静内郡静内町字御幸町19番地	小彼 重吉	法2条の1
41.11.18	十勝12号	足寄郡足寄町字足寄太基線86	豊田 春男	" "
41.12.12	上川22号	旭川市東光8条4丁目	佐竹 浩一	法2条2の5
41.12.15	根室3号	標津郡中標津町東6条北1丁目3番地	上野 勝治	法2条の1
" "	" 4号	同郡同町東1条南3丁目	三宅 正一	法2条2の1
41.12.9	石狩37号	札幌市白石町本通81番地	鎌田 秀雄	法2条2の5
41.12.15	" 38号	同市南5条西11丁目二二八七	渡辺 誠一	法2条の1
41.12.20	" 39号	同市真駒内曙町4丁目	高橋 良吉	法2条2の5
41.12.26	" 40号	同市白石町本通36番地	久恒 頼	" "
42.1.6	渡島1号	函館市人見町13番地	佐藤 太郎	" "
42.1.31	" 3号	亀田郡亀田町鍛冶118番地の12	中田 栄一	" "
41.12.20	松山2号	松山郡厚沢部町館町121番地	清水 正信	法2条の1
41.12.8	空知8号	雨竜郡秩父別町2の6番地	得能 幸雄	" "
41.12.8	" 9号	夕張郡栗山町字栗山80番地	高杉 彦也	" "
42.1.6	上川1号	旭川市春光町6区24番地	前川 倉治	法2条2の5
" "	胆振1号	室蘭市日の出町3丁目336番地の11	宮永 栄一	" "
" "	" 2号	同市東町1丁目19番5号	古沢 福太郎	" "
41.12.19	十勝13号	帯広市東1条南3丁目19番地	渡辺 真一	法2条の1
41.12.10	釧路14号	釧路市浪花町12丁目2番地	大崎 敏郎	" "
42.1.14	" 1号	同市富士見町19番地	平田 清	" "

◇行政書士登録のまつ消

まつ消年月日	氏 名	住 所	事務所所在地	まつ消理由
昭和41.10.3	斎藤 俊雄	幌別郡登別町字来馬29	同上	法7条3号該当
41.12.9	野村 末太郎	松前郡松前町字江良46	同上	法7条4号該当

宣告の取消によってその効力を失わない。

(四) 失踪宣告によって財産を得た者は、失踪宣告の取消によってその権利を失うが現に利益をうけた限度で、財産を返還すればよい。

利益を受けた限度とは現在その手許にある利益を返還すればよいと云う意味である。例えば生命保険金を受取った者が、その保険金を全部使ってしまったとき返還しなくともよいと云うことである。

4. 失踪宣告及びその取消の届出の方法

失踪宣告の届出には一般届書の記載事項の外つぎの事項が必要である。

(イ) 期間が満了した日。即ち死亡と見做された日
(ロ) 審判確定の日
(ハ) 従軍中の生死不明者の失踪宣告及び戦時特別失踪については戸籍にその旨を記載する必要があるの
でその旨。

届出期間は失踪宣告の届出及びその取消の届出は共に審判の確定によって効力を生ずる報告的届出であるから裁判確定の日から、一〇日間という期間が定められている。

添付書類は失踪宣告の届出及びその取消の届出には審判書の謄本、非本籍地に届出の場合は、確定証明書の添付を要する。

届出地は届出事件本人の本籍地又は届出人の所在地。届出義務者は審判の申立人。

支部だより

十勝支部総会

- 一、日時 昭和四十二年一月二十九日 午後二時
一、場所 帯広市民会館会議室
一、来賓 本会渡辺会長、藤山副会長
一、議事 一、四一年度業務報告並びに収支決算

承認の件

3. 支部長及び代議員選任の件

前支部長佐々木行雄氏、副支部長三名辞任届が提出されたので選挙の結果左の通り決定。

支部長 村瀬 茂 (新任)

副支部長 久我豊治 (留任)

“ “ 前寺忠三郎 “

“ “ 鈴木一雄 “

代議員 平賀昌夫 鈴木一雄



十勝支部総会の風景

4. 本会を代表して渡辺会長、藤山副会長、現任支部長の方角氏を代表。

事務局日誌

一、その他 前支部長の喜多章明氏本会を脱会する届出を支部長に提出。

司法書士、土地家屋調査士行政書士、等の一切を廃業する今後ともよろしくと本人より挨拶あり。

一月

- 7日 退会、札幌1
9日 入会、札幌1、根室1、留萌1
16日 退会、日高1
17日 入会、網走1
19日 退会、函館1
21日 部長会議
28日 第1回常任理事会
報酬額改訂委員会
昭和四十一年度会計監査
29日 十勝支部総会に渡辺会長、藤山副会長出席
衆議院議員総選挙投票日
31日 当選議員全員に祝電を打つ

二月

- 1日 入会、釧路1
2日 入会、空知1、退会、札幌1
4日 退会、十勝1
6日 入会、十勝1
行政書士報酬額改訂要望書を道知事に提出
9日 退会、小樽1、入会、網走1
11日 会事務所で部長会議
14日 入会、函館1
15日 入会、室蘭2
16日 退会、札幌1
20日 入会、釧路1
26日 第7回定時総会、札幌第一ホテルで開く
27日 退会、網走1